

徴収猶予の特例制度のご案内

新型コロナウイルスの影響により、市税を納期限までに納付することが困難な場合は、現行の猶予制度を緩和する特例（徴収猶予の特例制度）により納付の猶予を受けることができます。特例制度の適用を希望する方は、次のことにご留意の上申請してください。

1 特例制度の内容

- ・申請した市税について、1年間納税が猶予されます。（この間の分割納付も可能）
- ・担保の提供は不要です。（現行の猶予制度では担保が必要）
- ・延滞金が免除となります。（現行の猶予制度では一部減免の場合あり）

2 対象となる方

次の①②の要件をいずれも満たす納税者または特別徴収義務者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において事業収入や給与収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ② 一時に納付、または納入を行うことが困難であること

<想定される個別事情の例>

- ・新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄したなど、財産に相当な損失が生じた
- ・納税者本人または生計を同じにする家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した
- ・納税者が営む事業について、新型コロナウイルスの影響で来客数が激減し、廃止または休止を余儀なくされた
- ・納税者が営む事業について、新型コロナウイルスの影響で受注が激減し、利益の減少等により著しい損失を受けた
- ・新型コロナウイルスの影響で自宅待機を余儀なくされ、給料が著しく減少した

3 対象となる税金

令和2年2月1日～令和3年1月31日までに納期限が到来する次の市税

- ・市県民税（普通徴収、特別徴収）
- ・固定資産税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税
- ・法人市民税

上記のうち、すでに納期限が過ぎている市税についても、令和2年6月30日までに申請した場合は遡ってこの特例制度の適用を受けることができます。

4 申請期限

関係法令の施行から2か月後（令和2年6月30日）、または各税目の納期限（納期限が延長された場合は延長後の納期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

5 申請方法

申請内容の確認や、個別の事情をお聞きする必要があるため、基本的に来庁しての申請をお願い

します。ただし、来庁できない事情がある場合は、郵送や eLTAX での申請も可能です。

6 提出書類

- (1) 徴収猶予申請書（特例制度用）
- (2) 上記 2 の①②を証する書類

7 留意事項

- (1) この徴収猶予の特例制度では、猶予期間を延長することができません。よって、当初 6 か月の猶予を申請した場合、その 6 か月経過後においては、累積の期間が 1 年以内であったとしても延長申請はできません。
- (2) 申請書や添付書類に不備や不足があり修正または追加提出をお願いした場合、その日から 20 日以内に修正または提出がない場合は、申請を取下げたものとみなします。
- (3) 次のような場合は、猶予が取り消しとなることがあります。
 - ・分割納付計画の通りの納付がない場合
 - ・猶予を受けている市税以外に新たに納付すべき市税が滞納となった場合
 - ・偽りや不正な手段により申請されたものと判明した場合 など

8 問い合わせ・申請先

奥州市財務部納税課

〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目 1 番地

電話：0197-34-2228（直通）／FAX：0197-23-5240

【寄せられた質問とその回答】

Q 1 一つの税目で納期限が複数あるもの（例えば固定資産税）については、まとめて徴収猶予の申請をすることができるか？

A 1 徴収猶予の特例は、申請する時点において一時に納付困難な事情があることを要件としているため、その要件に該当するか否かをそれぞれの納期ごとに判断することとなります。よって、一つの税目についてまとめて申請するのではなく、それぞれの納期ごとに申請していただきます。ただし、納期限が翌月に到来するものについては一連の資金繰りとして判断できればあわせて申請できる場合もあります。その場合、各納期限の翌日から 1 年間の猶予となります。

Q 2 令和 2 年度分の国民健康保険税について、第 7 期の納期限は令和 3 年 2 月 1 日、第 8 期の納期限は同 3 月 1 日ですが、これらは特例の対象外となるのか？

A 2 今回の特例制度の対象となる税金は、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来する市税であるため、上記の国民健康保険税については第 6 期までは今回の特例の対象であり、第 7、8 期は対象外となります。

Q 3 奥州市外に本社がある法人ですが、奥州市役所に行って申請しなければならないか？

A 3 個別具体的な事情をお聞きするため可能な限り来庁しての申請をお願いしていますが、新

型コロナウイルスの感染拡大防止のため県外との往来自粛を要請していることから、郵送やeLTAXでの申請をお願いします。

Q 4 税理士に申請書の提出を依頼することは可能か？

A 4 可能です。

Q 5 「事業等に係る収入」とはどういうものか？

A 5 「事業に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上げ、給与収入、不動産賃料収入等）を指します。ただし、個人の方の「一時所得」など、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられるものは「事業等に係る収入」には含まれません。

Q 6 提出書類とされている「上記2の①②を証する書類」とはどういうものか？

A 6 収入や現預金の状況が分かる書類で、例えば売上帳や現金出納帳、給与明細、預金通帳のコピーなど「収入の減少」や「一時に納付・納入を行うことが困難であること」を証明する書類をいいます。

Q 7 申請書中の「現金・預貯金残高」には、国等からの給付金、傷病手当、緊急融資なども記載するのか？

A 7 現金・預貯金残高は、申請時点の状況を把握するためのものとして、給付金、傷病手当、緊急融資などの額も含めます。

ただし、給付金等について事業継続等のため支出先が決まっている場合は、これに相当する額を「当面の運転資金等」や「臨時支出等の額」に記載することにより、「納付可能金額」を算出する際に考慮することができます。

Q 8 特例制度の要件の一つに「相当な収入の減少」とあるが、共働き世帯において納税者（A）の収入は減少していないが、配偶者（B）の収入が激減した場合、徴収猶予の特例は適用となるか？

A 8 Aが納税者である市税については特例の適用はできません。Bが納税者である税については特例の適用となる可能性があります。

Q 9 法人全体としては収入の減少はないが、ある事業部門（または支店）だけを比較すると収入が激減しており要件に該当すれば、特例の対象となるか？

A 9 ある事業部門（または支店）ではなく、納税者単位である法人として大幅な収入の減少があったものを対象とするため、対象とはなりません。